

幼保連携型認定こども園 一麦保育園 重要事項説明書

2026年3月1日現在

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人イエス団
事業者の所在地	神戸市中央区吾妻通5-2-20
事業者の連絡先	078-221-9565
代表者氏名	理事長 神崎 清一

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	幼保連携型認定こども園 一麦保育園							
所在地	西宮市高木東町30番3号							
連絡先	(電話番号) 0798-67-2775 (FAX番号) 0798-67-1893							
園長氏名	梅村 新							
沿革	1932(昭和7)年 賀川豊彦により一麦保育園創立 1948(昭和23)年 児童福祉施設として認可 1954(昭和29)年 社会福祉法人イエス団の一事業所となる 1968(昭和43)年 園舎増改築 1995(平成7)年 新館増築 2018(平成30)年 園舎・園庭全面改築工事 2019(平成31)年 新園舎・園庭完成 2019(平成31)年4月 幼保連携型認定こども園として認可							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	/	/	/	1人	1人	7人	9人
	2号・3号	17人	27人	33人	33人	33人	33人	176人
	合計	17人	27人	33人	34人	34人	40人	185人
当園の基本理念・方針	1. 創立者賀川豊彦の原点である「いと小さき者に仕える」ことを基本理念とし、賀川が目指した児童福祉と幼児教育の理念(一麦の原点)を想起し、キリスト教精神を重んじながら、地域社会とともに生きるために、時代の中で果たすべき役割を常に考えつつ進む。 2. よい環境の中で「ひとりひとりを大切に」保育を目指す。 3. 子どもを一個の人格として尊重し、常に子どもの「最善の利益」が守られるよう配慮する。 4. 子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。 5. 地域の子育て支援のための役割を積極的に果たす。							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体面積	1909.48 m ²
	園庭面積	589.38 m ²
園舎	構造・延床面積	鉄骨造2階建・1163.82 m ²
	耐火建築物	耐火建築物

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室 ほふく室 保育室	10室	
遊戯室	2室	
沐浴室	3室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
事務室	1室	(職員室・保健室)
便所	5か所	(大9器、小9器、乳児用3か所)
大人用便所	5か所	(大5器)

(5) 職員体制 (2026年4月)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		
主幹保育教諭	2人	2人		
保育教諭	28人	21人	7人	
管理栄養士・栄養士	4人	4人		
調理員	4人		4人	
事務職員	3人	2人	1人	
学校医	1人	—	1人	
学校歯科医	1人	—	1人	
学校薬剤師	1人	—	1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時30分(6時間)
預かり保育	保育時間	朝: 7時30分～ 8時30分 夕: 午後2時30分～ 6時30分
休業日	日曜日・土曜日・祝日 ----- 年末・年始(12月29日～ 1月3日) ----- ※夏季・冬季・春季休業 中の保育は預かり保育と なります。 ----- 夏季(8月11日～8月20日) ----- 冬季(12月26日～1月8日) ----- 春季(3月26日～3月31日)	

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分(11時間)
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)
延長保育	夕方: 午後6時30分～7時00分	
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後7時00分
	土曜日	午前7時30分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

利用者負担 ※出席の有無(休園含む)に関わらず納入するものとします	0～2歳 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額 (月額保育料)	
	3歳児以上に係る給食主食費	月額 1,900円
	3歳児以上に係る給食副食費	月額 5,600円
	3歳児以上に係る給食費計	月額 7,500円
延長保育にかかる利用者負担金	延長保育にかかる時間外保育料 ※保育認定時間外に利用の場合	月額3,000円 日額300円
預かり保育にかかる利用者負担	1号認定子どもにかかる預かり保育料/30分	月額1,000円 日額100円
上乗せ実費徴収	カラー帽子(お下がり可)	1,000円
	アルバム代	0～4歳 300円/年 5歳 3,500円
	行事に係る費用(バス代、参加費等)	別途連絡
	その他 諸費	別途連絡

※上記利用料等については、変更・追加することがあります。

(8) 支払方法

毎月の利用料等(保育料、給食費、諸費等)については、毎月27日に銀行口座からの引き落としとなりますので、ご協力をお願い致します。手数料は1回112円で同時に引き落としとなりますのでご了承ください。27日が金融機関休業日の場合はその翌営業日です。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

延長保育	午後6時30分～午後7時まで。月額3,000円、1日300円。 定員枠があります。
あゆみ保育 (障がい児保育)	入所時に保育所入所課で面接を行います。 集団保育が可能なおおむね3歳以上の児童が対象です。
地域子育て支援	育児相談、子育て教室、園庭開放

(10)一麦保育園の一日

時間帯	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7:30	順次登園 室内遊び	順次登園 室内遊び	順次登園 自由遊び
9:00	外気浴	外遊び	
10:00	水分補給 室内遊び	水分補給	毎日体操、課業、礼拝(週1回) 外遊び
11:00	順次昼食	室内遊び	
12:00	睡眠	順次昼食 睡眠	順次昼食 睡眠
15:00	起きた子どもから 順次おやつ・ミルク等	起床 おやつ	起床 おやつ
16:00	室内遊び	室内遊び	外遊び
16:30	随時降園 (着替え/排泄)	随時降園 (着替え/排泄)	随時降園
18:30	延長保育児のみ軽食	延長保育児のみ おやつ	延長保育児のみ おやつ

(11) 年間行事予定

月	行事内容	
4月	入園 進級 イチョウ雄花観察	全園児の健康管理のため 年1～2回 内科、眼科、 歯科、耳鼻科検診及び身 体測定を実施。 0～1歳児については、 内科検診と身体測定を定 期的に実施。 視力検査(9月)
5月	子どもの日の集い 親子遠足(幼児クラス)	
6月	歯磨き指導 園外保育(5歳児)	
7月	七夕 プール遊び お楽しみデー(5歳児)	
8月	夏期保育 プール遊び	
9月	祖父母へのお便り 園外保育(5歳児)	
10月	親子で遊ぼうデー(幼児クラス) 園外保育(幼児クラス) 芋掘り	
11月	バザー 感謝祭 豚汁パーティー 児童交流会	
12月	クリスマス礼拝・祝会	
1月	公開保育(幼児クラス)	
2月	節分の集い 公開保育(乳児クラス) 小学校との交流会(5歳児) お別れ遠足	
3月	ひなまつり お別れ会 卒園式 新入園児面接	

(12)給食について

給食の方針	食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材、人への感謝の気持ちが育つように、また、子どもたちが愛情のこもった食事であると実感できるように、安心して安全な給食を作ってまいります。そして、保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。
給食の提供を行う日	保育の提供をする日は、食事の提供を行いますが、行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。献立表は、毎月のお便りで別途お知らせします。
アレルギー等への対応	西宮市が策定する「保育所における食物アレルギー・アナフィラキシー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めています。アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
その他の衛生管理等	日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(一ヶ月に2回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

(13) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】施設の管理者による選考 【2号・3号認定子ども】西宮市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定に該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(14) 地域との交流・子育て支援事業

○子どもたちがいろいろな人との関わりをもつことを大事にしています。

- ・地域の幼稚園や民間保育園との交流をしています。
- ・小学校との滑らかな接続を目的に地域の小学校との交流をしています。
- ・地域のお年寄りの方との交流を年間を通して計画的にしています。

○地域の子育て支援事業を行っています。

- ・園庭開放や育児相談、子育て教室等を実施して地域の子育て支援をしています。

(15) 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、関係教育機関の実習生の受入れをしています。

(16) トライやるウィークの受入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』、『中学生をはじめ地域の人々に保育所や子どもへの理解を得る』とし、市内の中学2年生の生徒を5日間保育園で受け入れます。

(17) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

学校医	氏名	村上 博 (村上こどもクリニック)
	所在地	西宮市長田町1番20号
	電話番号	0798-69-0335
学校 歯科医	氏名	中達 敬太 (なかつじ矯正・小児歯科)
	所在地	西宮市高木西町3番20号
	電話番号	0798-65-6333
学校 薬剤師	氏名	森田 幸江 (西宮市薬剤師会)
	所在地	西宮市池田町13-2
	電話番号	0798-26-3410

(18)主に利用している医療機関

総合	西宮市立中央病院	林田町8-24	64-1515
歯科	なかつじ矯正・小児歯科	高木西町3-20	65-6333
歯科	中津浜デンタルクリニック	門前町2-31	65-5611
外科	かにえ整形外科	伏原町7-17 アルビオン西宮1F	64-6500
小児科	村上こどもクリニック	長田町1-20	69-0335
眼科	今泉眼科	両度町6-22 ヘルシャイン西宮203号	68-4122
耳鼻咽喉科	河野耳鼻科	北口町17-18	67-3311
皮膚科	川上皮膚科	門前町3-2	65-2400
脳神経外科	たけはしクリニック	門戸荘14-21 エホック門戸1F	53-4114

(19)緊急時における対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。受診する医療機関については、病状や発生状況により適切な医療機関を決定します。救急対応が必要な場合は救急車を呼びます。園内にはAEDも設置しています。保護者と連絡がとれない場合には、児童の安全を最優先させ、当園で必要適切な対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

【管轄する消防署】

消防署名	西宮市消防局 瓦木消防署
所在地	西宮市高木東町15番11号
電話番号	0798-66-8286

【管轄する警察署】

警察署名	西宮警察署
所在地	西宮市津田町3番3号
電話番号	0798-33-0110

(20)非常災害対策

防火管理者	園長 梅村 新
消防計画届出	2019年 4 月新園舎完成時更新
避難訓練	毎月1回実施。各回火災、地震、洪水、不審者進入等のいずれかを想定し、避難、救出、その他必要な訓練を実施。
防災設備	県警ホットラインの設置、SECOMによる安全管理
避難場所	状況に応じて 園庭、園舎2階・屋上、西宮市立高木小学校等
緊急時の連絡手段	よい子ネットを通じた情報発信、電話、正門に表示

(21) 児童虐待防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権擁護、児童虐待防止のため、職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施します。必要に応じて関係機関と連携・協力して対応します。

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所、学校等は重要な役割を担っています。子供に心配なケガやあざがあった場合には、法律に基づいて市に通告する必要があります。(虐待かどうかを判断するのは、保育所や学校等ではありません)。市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。

連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育所から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育所や市職員等が家庭訪問することがあります。

(22) 相談・要望・苦情窓口

【要望・苦情等への対応方法】

保護者等からの相談・要望・苦情に適切に対応するために、受付担当者、解決責任者、第三者委員等の窓口を設置し、連絡先を掲示します。それぞれに必要な措置を講じます。

(23) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	入所児の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生時、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)

保険の種類	共栄火災海上保険
保険の内容	普通傷害保険、生産物賠償責任保険 施設所有者賠償責任保険

(24) 個人情報の取り扱い

入所児及びその保護者等に係る個人情報については適切に管理し、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。
- (2) 他の保育所・こども園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。